

教育委員会提出議案

第 28 号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
立案請求について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 8 日

豊島区教育委員会教育長 清 野 正

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年豊島区条例第 8
号）の一部を改正するため、別紙のとおり総務部人事課に立案請求の依頼をする。

（説 明）

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）により、部分休業制度が拡充される。これに伴い、部分休業制度の職員の仕事と生活の両立支援のさらなる充実を図るため、部分休業の対象の拡大を目的として創設した「子育て部分休暇」についても、同様の拡充を行う。

7 豊教指発第 7 2 4 号
令和 7 年 7 月 8 日

人事課長
佐藤 重春 様

豊島区教育委員会事務局
指導課長 鈴木 恭子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

- 1 条例名
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- 2 立案請求理由
「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）により、部分休業制度を拡充する。これに伴い、部分休業の対象の拡大を目的として創設した「子育て部分休暇」についても、同様の拡充を行うため。
- 3 改正内容
新旧対照表のとおり
- 4 区議会付議の時期
令和 7 年第 3 回定例会
- 5 施行期日等
令和 8 年 4 月 1 日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(子育て部分休暇) 第 18 条の 3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）その他教育委員会規則で定める子を養育するため、1 日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>	(子育て部分休暇) 第18条の 3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満12歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）その他教育委員会規則で定める子を養育するため、1 日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。